

【家畜共済にご加入の皆様へ】

待期間中の事故であっても 共済金が請求できる場合があります

待期間中の事故の取扱い

家畜の導入などの共済責任開始日から2週間以内(待期間)に発生した死廃事故及び病傷事故は、原則として、共済金が請求できません。

しかし、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありましたら、速やかにご連絡ください。

請求可能な事故の例

分類	事故	事故原因
外 傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、 圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、 火災、自然災害など
突 発 的 に 発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因 する 病 気	乳熱、子宮脱、 新生子の生後感染症など	分娩、 新生子の生後感染
そ の 他	事故原因が加入後にある母牛の 死亡又は廃用に伴う胎子死	母牛の死亡又は廃用

請求方法については次頁をご覧ください



【家畜共済にご加入の皆様へ】

請求方法

- 1 事故が発生しましたら、速やかにご連絡ください。
- 2 次の書類を組合へ提出してください。
 - ① 事故原因が発生した時点が明記された診断書(検案書)※
※ 共済団体の家畜診療所、嘱託・指定獣医師の診療を受けている場合は、提出は不要です。
 - ② 事故原因の特定を目的に検査を行った場合は、
検査結果を証明したもの
(検査を外部へ依頼した場合は、検査機関等が証明したもの)
 - ③ 火災による事故の場合は、罹災証明書
 - ④ 「母牛の死亡又は廃用に伴う胎子死」の場合は、
授精(種付・移植)証明書

留意事項

事故発生通知や飼養管理を怠った場合、重大な過失があった場合などは、共済金をお支払いできない場合があります。

お問い合わせ先

都城地区農業共済組合 家畜課

電話番号:22-1152 FAX番号:22-1365